

大学附属病院等の医療安全確保に関するタスクフォースを踏まえた 特定機能病院の承認要件等の見直しについて（案）

1. 背景等

厚生労働省は、大学附属病院等において、医療安全に関する重大な事案が相次いで発生していることを踏まえ、厚生労働省内に「大学附属病院等の医療安全確保に関するタスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）を本年4月に設置し、特定機能病院に対する集中検査を6月から9月にかけて、実施し、集中検査の結果及びそれを踏まえた医療安全確保のための改善策を中心に、11月5日に報告をとりまとめた。

2. 特定機能病院の承認要件等の見直しについて

(1) タスクフォースの報告を踏まえ、今後、特定機能病院の承認要件等の見直しについて、本検討会において、関係者の意見も頂きながら、実施に移していく。

(2) スケジュールとしては、下記の通りとしてはどうか。

<u>平成 27 年 12 月</u>	検討開始
<u>平成 28 年 1 月下旬（メド）</u>	とりまとめ
<u>平成 28 年 2 月～3 月</u>	パブリックコメント等
<u>平成 28 年 4 月（メド）</u>	新しい承認基準等を示した省令の公布・通知の発出※

※ 「特定機能病院に対する集中検査の結果及び当該結果を踏まえた対応について」（平成27年11月5日）においては、「新たな取組については、可能なものから速やかに実施することとし、体制の確保等一定の準備期間を要するものについては、必要な経過措置を設けた上で実施することとする」とされていることから、個別の改正事項ごとに、経過措置の要否及びその期間について検討する。

(3) 具体的な検討項目は、別紙の通り。